

4 注記

1. 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

- ① 有形固定資産・・・・・・・・・・・・・・・・取得原価
 ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
 ア 昭和59年度以前に取得したもの・・・・・・・・再調達原価
 ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。
 イ 昭和60年度以降に取得したもの
 取得原価が判明しているもの・・・・・・・・取得原価
 取得原価が判明していないもの・・・・・・・・再調達原価
 ただし、取得価額が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。
- ② 無形固定資産・・・・・・・・・・・・・・・・取得原価
 ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
 ア 昭和59年度以前に取得したもの・・・・・・・・再調達原価
 取得原価が判明しているもの・・・・・・・・取得原価
 取得原価が判明していないもの・・・・・・・・再調達原価

(2) 法人等出資金の評価基準及び評価方法

- ①市場価格のある有価証券
 財務諸表作成基準日における時価により計上しています。
- ②市場価格がなく時価を把握することが困難と認められる有価証券及びその他の出資金
 取得原価により計上しています。

(3) 固定資産の減価償却の方法

「固定資産取扱要領」、「リース取引に関する会計基準」等で定める耐用年数に基づき、定額法により算定しています。

(4) 引当金の計上基準

- ①徴収不能引当金
 未収金、貸付金及び基金貸付金の徴収不能又は回収不能に備えるため、以下のとおり徴収不能見込額を計上しています。
 一般債権・・・過去5か年度の不納欠損実績率に基づき算定し計上

②賞与引当金

職員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち、財務書類作成基準日において発生していると認められる金額を計上しています。

③退職手当引当金

職員に対する退職手当の支給に備えるため、財務書類作成基準日において在職する職員が自己都合により退職するとした場合の退職手当要支給額を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

ファイナンス・リース取引については、1件当たりの契約額が300万円以上であり、かつ契約終了後に所有権が移転する場合に限り、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

地方自治法第235条の4第1項に規定する歳入歳出に属する現金としています。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重大な事項

①会計間の相殺消去

各会計合算財務書類においては、会計間の繰入繰出額及び債権債務額を相殺消去した金額で表示しています。

②出納整理期間

当会計年度に係る出納整理期間（平成29年4月1日～5月31日）の現金出納に関する取引を当会計年度の取引としています。

③消費税及び地方消費税の会計処理

税込方式によっています。

④物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が50万円（美術品は300万円）以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても、原則として物品の取扱いに準じています。

⑤資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、実施した工事の性質により、原状回復と判断された工事については修繕費として、それ以外は資本的支出として処理しています。

2. 会計方針の変更等

(1) 表示方法の変更

有形固定資産の減価償却累計額について、各有形固定資産の金額から直接控除し、その控除した額を当該各有形固定資産の金額として表示する方法（直接法）から、各有形固定資産の項目に対する控除項目として、減価償却累計額の項目をもって表示する方法（間接法）に変更しました。

3. 重要な後発事象

会計年度終了後、財務書類を作成するまでに発生した事象で、翌年度以降の財務状況等に影響を及ぼす後発事象は以下の通りです。

(1) 組織・機構の大幅な変更

特になし。

(2) 地方財政制度の大幅な改正

特になし。

(3) その他重要な後発事象

特になし。

4. 偶発債務

(1) 債務負担の状況

①一般会計

債務負担総額	1,457 千円
うち確定債務	0 千円
うち未確定債務額	1,457 千円

(2) その他主要な偶発債務

特になし。

5. 追加情報

(1) 対象範囲（対象とする会計名）

会計区分	会計名称
一般会計等	一般会計
法適用会計	工業用水道事業会計
法非適用会計	簡易水道事業特別会計
法非適用会計	公共下水道事業特別会計
法非適用会計	国民健康保険特別会計
法非適用会計	後期高齢者医療特別会計
一部事務組合・広域連合	国頭地区行政事務組合
一部事務組合・広域連合	沖縄県市町村総合事務組合
一部事務組合・広域連合	北部広域市町村圏事務組合
一部事務組合・広域連合	沖縄県介護保険広域連合
一部事務組合・広域連合	沖縄県後期高齢者医療広域連合
一部事務組合・広域連合	沖縄県町村交通災害共済組合
一部事務組合・広域連合	沖縄県市町村自治会館管理組合

(2) 各項目の金額を表示単位で四捨五入しているため、合計等の金額が一致しない場合があります。